

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示（平成二十九年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）

最終改正
令和五年四月一日

1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第二十条五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準は、同条に規定する主務大臣の確認を受けようとする承認地域経済牽引事業^{けん}（当該承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあつては、当該承認地域経済牽引事業のうち、当該確認を受けようとする法第十四条第一項に規定する承認地域経済牽引事業者が行うもの。以下「対象事業」という。）が、第一号から第四号の二まで（当該対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものである場合にあつては、次の各号）（当該承認地域経済牽引事業を行う者に地方公共団体が含まれる場合にあつては、第四号を除く。）のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 対象事業を含む承認地域経済牽引事業（以下単に「承認地域経済牽引事業」という。）について、

地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（令和二年厚生労働省、農林水産省、告
総務省、財務省、
経済産業省、国土交通省

示第二号）第一ト(3)に規定する評価委員会において次のいずれかの観点から先進的であると認められたこと。

- (1) 労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること。
- (2) 地域における強じんな産業基盤の整備に特に資すると見込まれること。

ロ 承認地域経済牽引事業の実施場所が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号。以下「特定非常災害特別措置法」という。）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」という。）に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物が所在していた区域（対象事業を行う承認地域経済牽引事業者（以下「対象事業者」という。）が当該特定非常災害に基因して災害

対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第九十条の二第一項に規定する罹災証明書又はこれに準ずる書類の交付を受けた者である場合には、当該特定非常災害についての特定非常災害特別措置法第七条の政令で定める地区）内であり、かつ、当該承認地域経済牽引事業に係る法第十三条第一項に規定する地域経済牽引事業計画の同条第四項又は第七項の規定による承認を受けた日（以下「計画承認日」という。）が、当該特定非常災害に係る特定非常災害特別措置法第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過していないこと。

二 計画承認日以降五年を経過する日までの期間を含む事業年度において見込まれる当該承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、零を上回り、かつ、過去五事業年度における当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率の実績値を百分率で表した値を五以上上回ること。

三 対象事業に係る法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下「計画」という。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に規定する減価償却資産（以下単に「減価償却資産」という。）の取得予定価額の合計額が二千万円以上である

こと。

四 対象事業者が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額が、次のイ又はロに掲げる対象事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額の百分の二十以上の額であること。

イ ロに掲げる者以外の対象事業者 当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額（事業年度の期間が一年未満である場合にあつては、当該減価償却費の額を一年当たりの額に換算した額）

ロ 連結会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第五号に規定する連結会社をいう。）である対象事業者 当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額に、同一の連結の範囲に含まれる他の会社の同条第四十一号に規定する前連結会計年度における減価償却費の額の合計額を加えて得た額（当該前連結会計年度の期間が一年未満である場合にあつては、その加えて得た額を一年当たりの額に換算した額）

四の二 法第二十五条に規定する確認に係る申請（以下「確認申請」という。）について、当該確認申請に係る対象事業者と同一の者が実施する他の計画であつて、当該確認申請に係る計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの（当該確認申請前に当該他の計画に係る法第二条第一項に規定する地

域経済牽引事業が法第二十五条に基づく主務大臣の確認を受けたものに限る。以下「旧計画」という。

）がある場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 確認申請時に旧計画の実施期間が終了していること。

ロ 旧計画について、労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上であったこと。

五 計画承認日が平成三十一年四月一日以後である場合であつて、次のいずれにも該当すること。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

- (1) 対象事業者の付加価値額増加率（前事業年度の付加価値額（事業年度の期間が一年未満である場合にあっては一年当たりの金額に換算した金額とし、零以下である場合にあっては一円とする。以下同じ。）から前々事業年度の付加価値額を控除した金額の当該前々事業年度の付加価値額に対する割合をいう。）が百分の八以上であること。

- (2) 計画承認日が令和五年四月一日以後である場合であつて、対象事業者の平均付加価値額（前事業年度及び前々事業年度の付加価値額の年平均をいう。）が五十億円以上であり、かつ、承認地域経済牽引事業が三億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。

ロ 承認地域経済牽引事業について、減価償却資産を事業の用に供した事業年度から五年間の労働生産性の伸び率の年平均が百分の四以上となることが見込まれること。

ハ 承認地域経済牽引事業について、減価償却資産を事業の用に供した事業年度の翌事業年度から五年間の投資収益率の年平均が百分の五以上となることが見込まれること。

ニ 承認地域経済牽引事業について、第一号イに規定する評価委員会において同号イ(1)の観点から先進的であると認められたこと。

2 主務大臣は、承認地域経済牽引事業者（承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあつては、法第三十条第一項に規定する代表者。以下同じ。）から確認申請を受けた場合であつて、対象事業が前項の基準に適合すると認めるときは、当該承認地域経済牽引事業者に対し、様式による確認書を交付するものとする。

（備考）

この告示における付加価値額、労働生産性及び投資収益率の計算方法は、次のとおりとする。

1 付加価値額の計算方法

売上高－費用総額（売上原価の額並びに販売費及び一般管理費の額を合計した金額をいう。）＋給与総額
＋租税公課

2 労働生産性の計算方法

付加価値額／労働者数

3 投資収益率の計算方法

（営業利益＋減価償却費）の増加額／減価償却資産の取得予定価額

附 則 （平成三十一年三月二十九日総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通
省、環境省告示第一号）

（施行期日）

1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の規定（第一項第一号ロの規定を除く。）は、平成三十一年四月一日以後に地域 経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第四項又は第七項の規定によ

る承認を受ける者が当該承認に係る同法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画に記載された同法第十七条に規定する承認地域経済牽引事業について同法第二十四条の規定により受ける確認について適用し、同日前に同法第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けた者が当該承認に係る同法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画に記載された同法第十七条に規定する承認地域経済牽引事業について同法第二十四条の規定により受ける確認については、なお従前の例による。

附 則 （令和二年九月十六日総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）

この告示は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

附 則 （令和三年三月三十一日総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 （令和五年三月三十一日総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

、環境省告示第一号）

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

様式（第2項関係）

年 月 日

殿

主務大臣 名

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する
法律第二十五条の規定に基づく確認書

記

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づき、申請書に記載された以下の対象事業者が行う承認地域経済牽引事業が地域の成長発展の基盤強化に特に資するものであることを確認した。

対象事業者の名称及び住所	
計画承認日	
対象事業者が行う承認地域経済牽引事業の名称	
地域の成長発展の基盤強化に著しく資する対象事業への該当の有無	